

## 一時預かり事業の実施類型について(H21年度～)

	一時預かり事業(保育所型)	一時預かり事業(地域密着型)	一時預かり事業(地域密着型)に類するもの
根拠	法第6条の2第7項(第2種社会福祉事業)		予算措置(予算上の事業)
実施主体	市町村又は保育所を経営する者	市町村又は市町村が適切と認めた者	地域密着型に同じ
対象児童	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児 (法第6条の2第7項)		法第6条の2第7項を準用
実施場所	保育所	その他の場所(地域子育て支援センター等)	地域密着型に同じ
設備基準	最低基準第32条の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備(医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。)を設けること。(規則第36条の7第1項)		規則第36条の7第1項に準じ、適切な保育環境を整備するよう努めること。
人員基準	最低基準第33条第2項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う保育士を配置すること。ただし、当該保育士の数は2名を下ることはできないこと。(規則第36条の7第2項)		最低基準第33条第2項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う担当者を配置すること。ただし、当該担当者の数は2名を下ることはできないこと。担当者は、乳幼児の保育について経験豊富な保育士を1名以上配置するとともに、市町村等が実施する一定の研修を修了した者を配置すること。
保育内容	最低基準第35条の規定に準じ、事業を実施すること。(規則第36条の7第3項)		規則第36条の7第3項を準用
利用者負担	利用料の額については、当該事業の実施に要する費用を勘案し、かつ、当該事業の対象とする乳幼児の保護者の家計に与える影響を考慮して定めること。 (規則第36条の7第5項)		規則第36条の7第5項を準用
国庫補助基準額	資料16 交付要綱(案)のとおり		資料16 交付要綱案のとおり
その他	都道府県知事への届出(法第34条の11第1項)		認可外保育施設の届出(法第59条の2)

## 一時預かり事業Q & A

問1 施行規則第1条の5について、「特定の乳幼児のみを対象とするものを除く。」と規定されているが、具体的にどのような場合を想定しているのか。

(答) 特定の乳幼児のみを対象とする一時預かりとは、近所の預かり合い、イベント入場者のみを対象とするようなイベント会場に設置される託児所、幼稚園が行う園児のみを対象とした預かり保育、従業員の子どものみを対象とした事業所内保育施設での預かり等を想定している。

問2 施行規則第36条の5について、一時預かり事業の開始に伴う都道府県知事への届出は、これまで一時保育を実施していた保育所についても必要とされるのか。また、届出は毎年度必要とするのか。

(答) これまで一時保育を実施していた保育所についても、一時預かり事業として実施する場合には都道府県知事への届出を行うことが必要となる。

なお、届出は事業開始時に必要とするものであり、毎年度の届出は必要なく、届出内容に変更が生じた際に改めて変更の届出すれば足りる。

問3 施行規則第36条の5について、児童福祉法上の事前の届出とともに、社会福祉法上の社会福祉事業を実施するための事後の届出も必要か。

(答) 社会福祉法第74条の定めにより、社会福祉法上の届出は不要である。

問4 施行規則第36条の5について、一時預かり事業の開始に伴う都道府県知事への届出を怠った場合、罰則はあるのか。

(答) 法令上、特段の罰則は設けてはいないが、国庫補助要件を満たさないこととなるため、一時預かり事業の国庫補助は受けることはできない。

また、問3にあるように社会福祉法に基づく社会福祉事業としても位置づけられないため、消費税に係る非課税措置の適用を受けることができないなどの不利益が生じることが考えられる。

問5 施行規則第36条の7第2項について、一時預かり専任の保育士の配置が必要とされるのか。

(答) 配置される保育士については専任・兼任の別は問わないが、現に対象児童を預かっている間においては、規則に定める人員配置基準を満たすことが要件となる。

問6 施行規則第36条の7第2項について、預かる乳幼児の数が少人数(例えば1名)であっても保育士の数は2名を下ることはできないのか。

(答) お見込みのとおり。

なお、予算事業ではあるが、保育士を1名以上配置するとともに、一定の研修を受講した担当者を配置する類型(地域密着Ⅱ型)を別途設けることとしている。

(詳細については資料15「実施要綱案」を参照されたい。)

問7 一時預かり事業に係る国庫補助はどのように行われるのか。

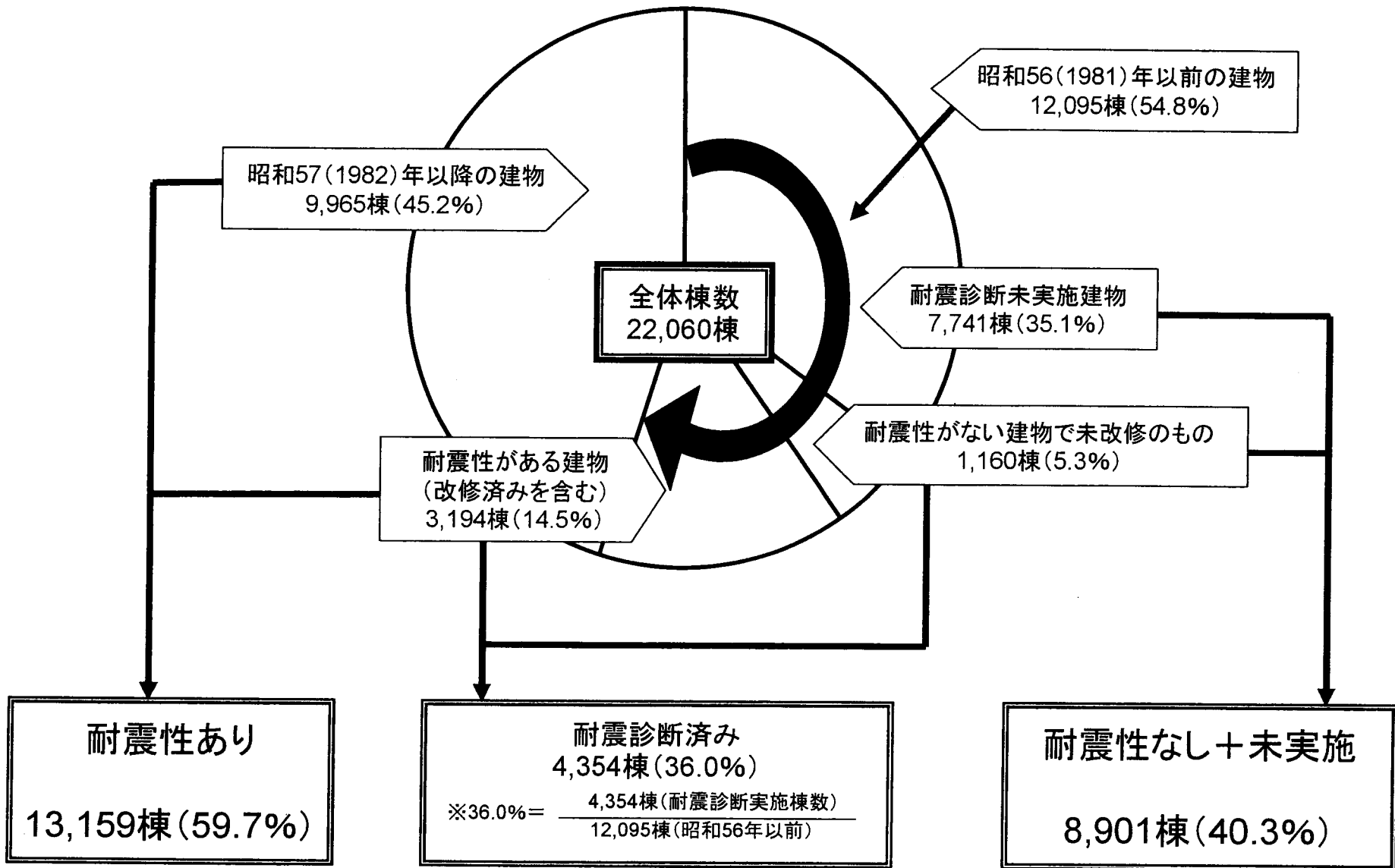
また、国庫補助の対象となる施設は、施行規則第36条の5に基づく届出を行った施設と解して良いか。

(答) 従前の一時保育と同様に「保育対策等促進事業費補助金」により国庫補助を行うこととする。

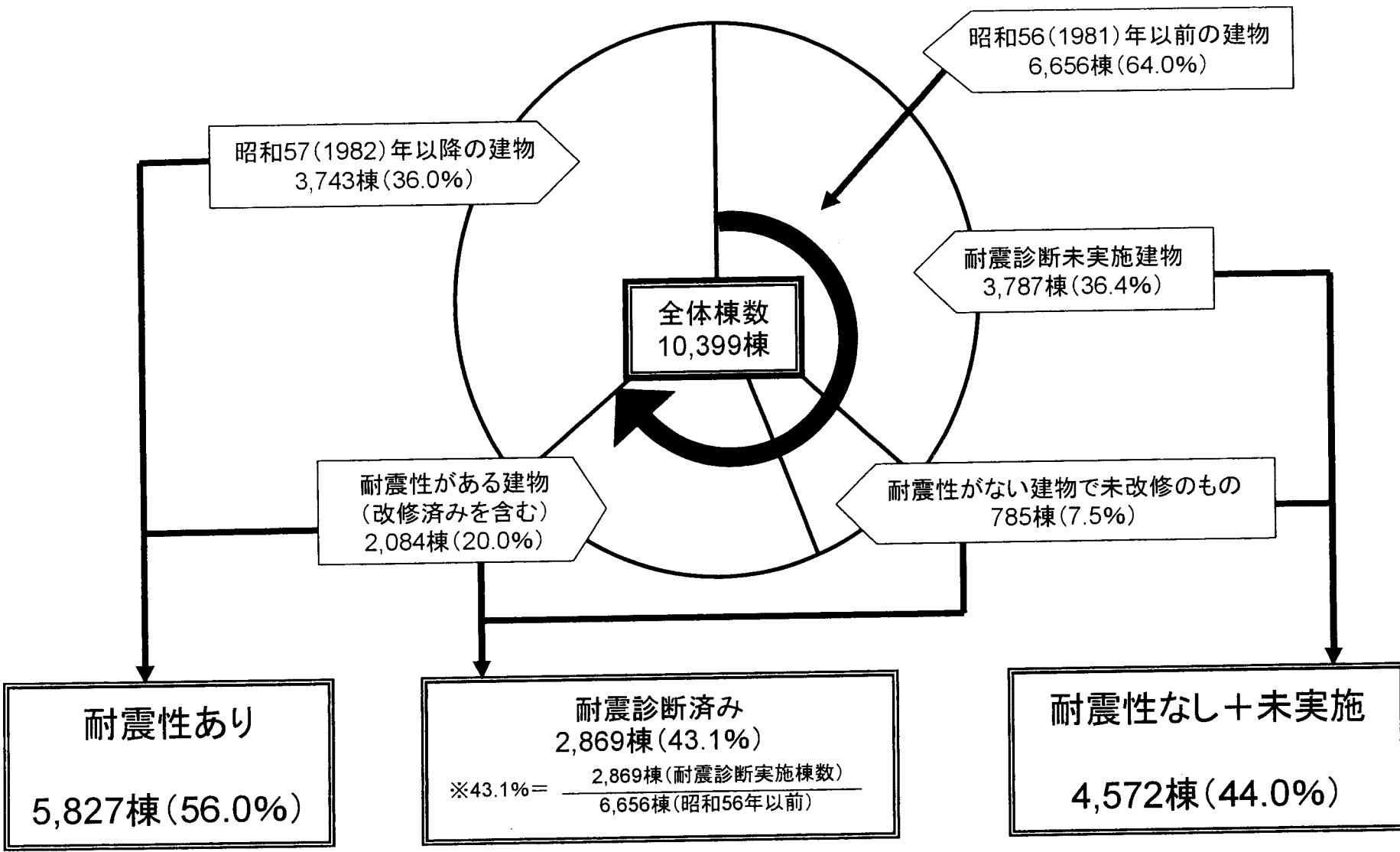
後段については、お見込みのとおり。

(詳細については別冊(交付要綱、実施要綱等)資料29「保育対策等促進事業費補助金実施要綱案」を参照されたい。)

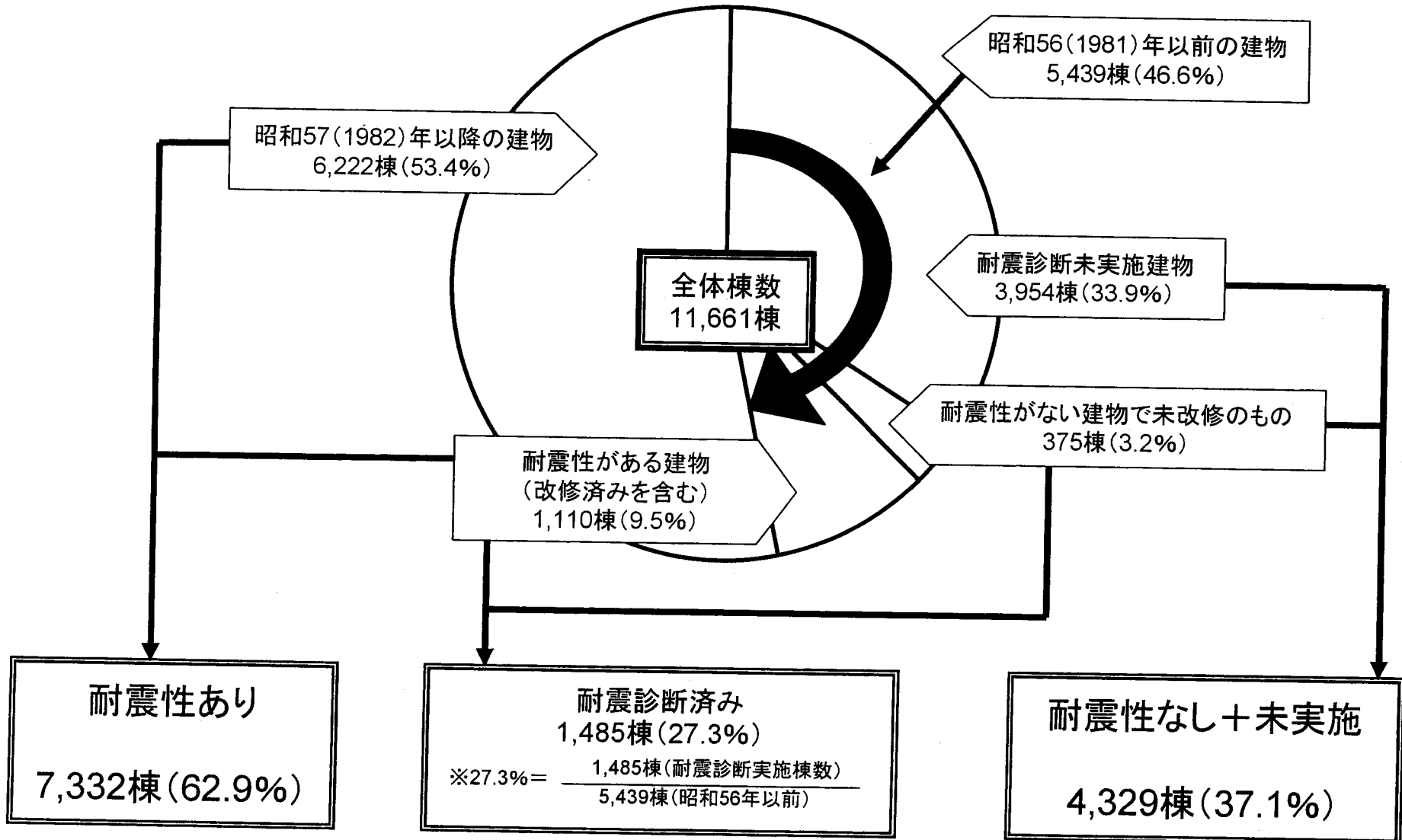
平成20(2008)年 保育所の耐震化に関する状況調査による耐震化の状況



平成20(2008)年 公立保育所の耐震化に関する状況調査による耐震化の状況

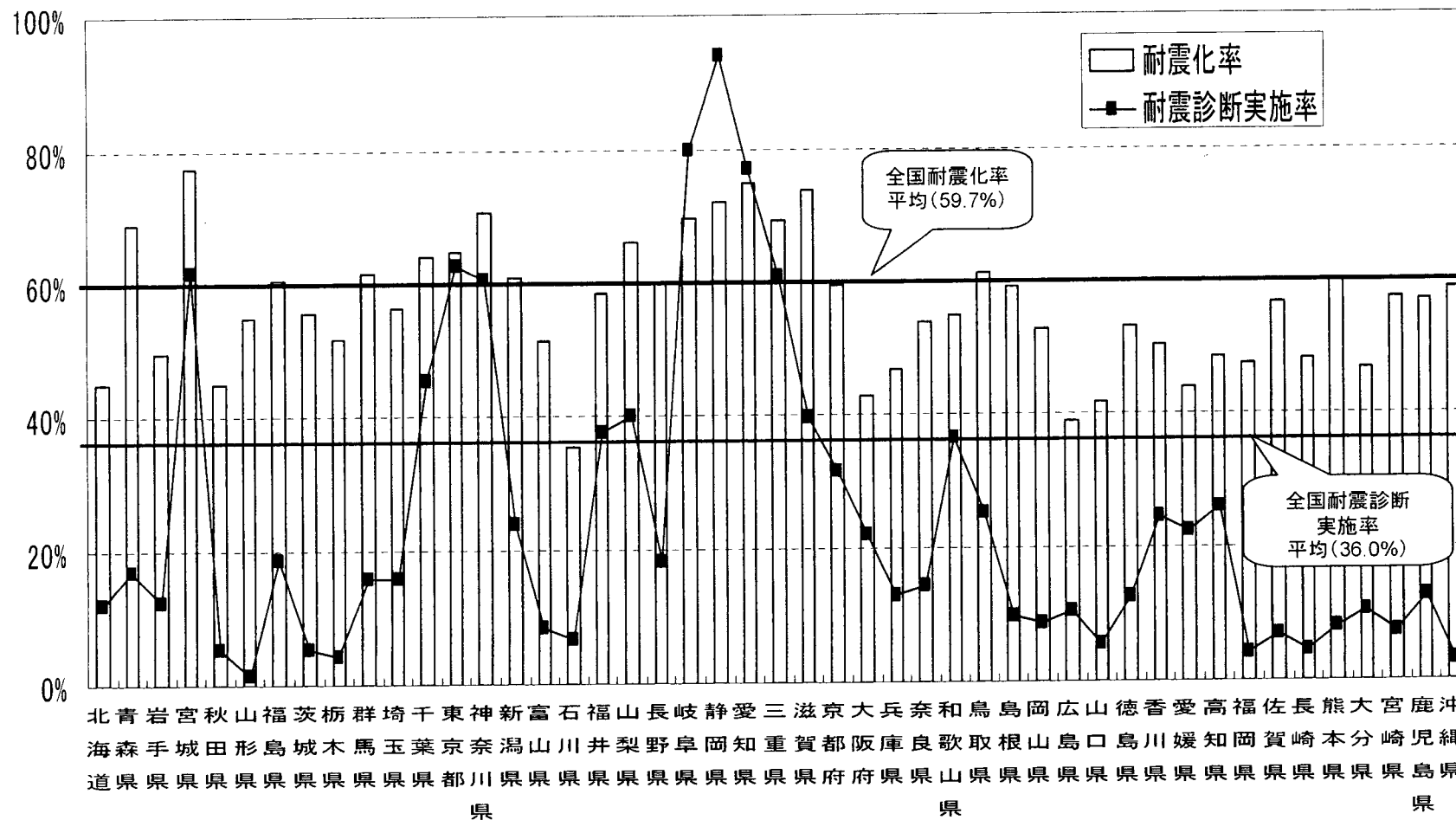


平成20(2008)年 私立保育所の耐震化に関する状況調査による耐震化の状況



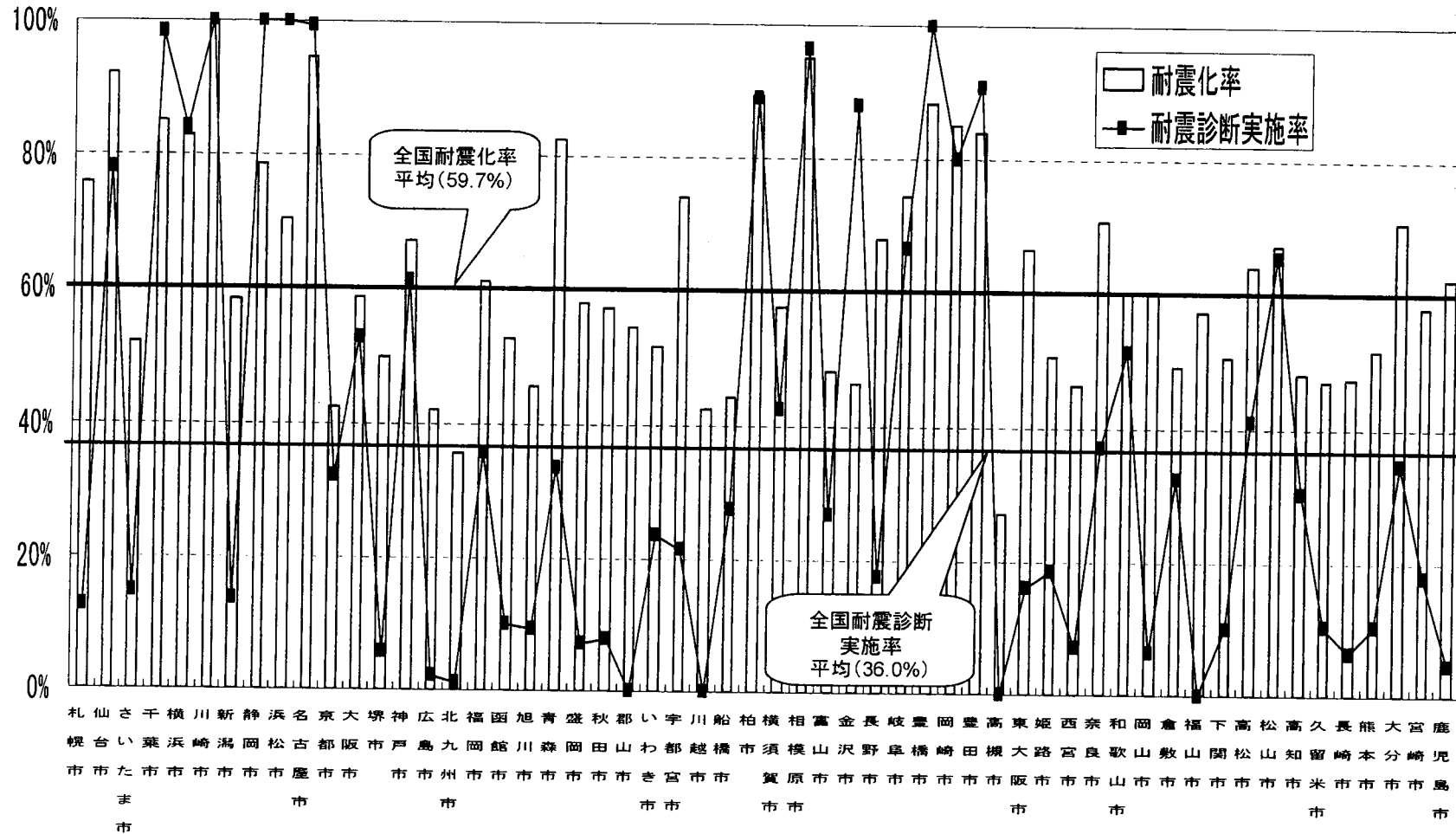
# 保育所の耐震化の状況<都道府県分>

平成20年4月1日



# 保育所の耐震化の状況<指定都市・中核市分>

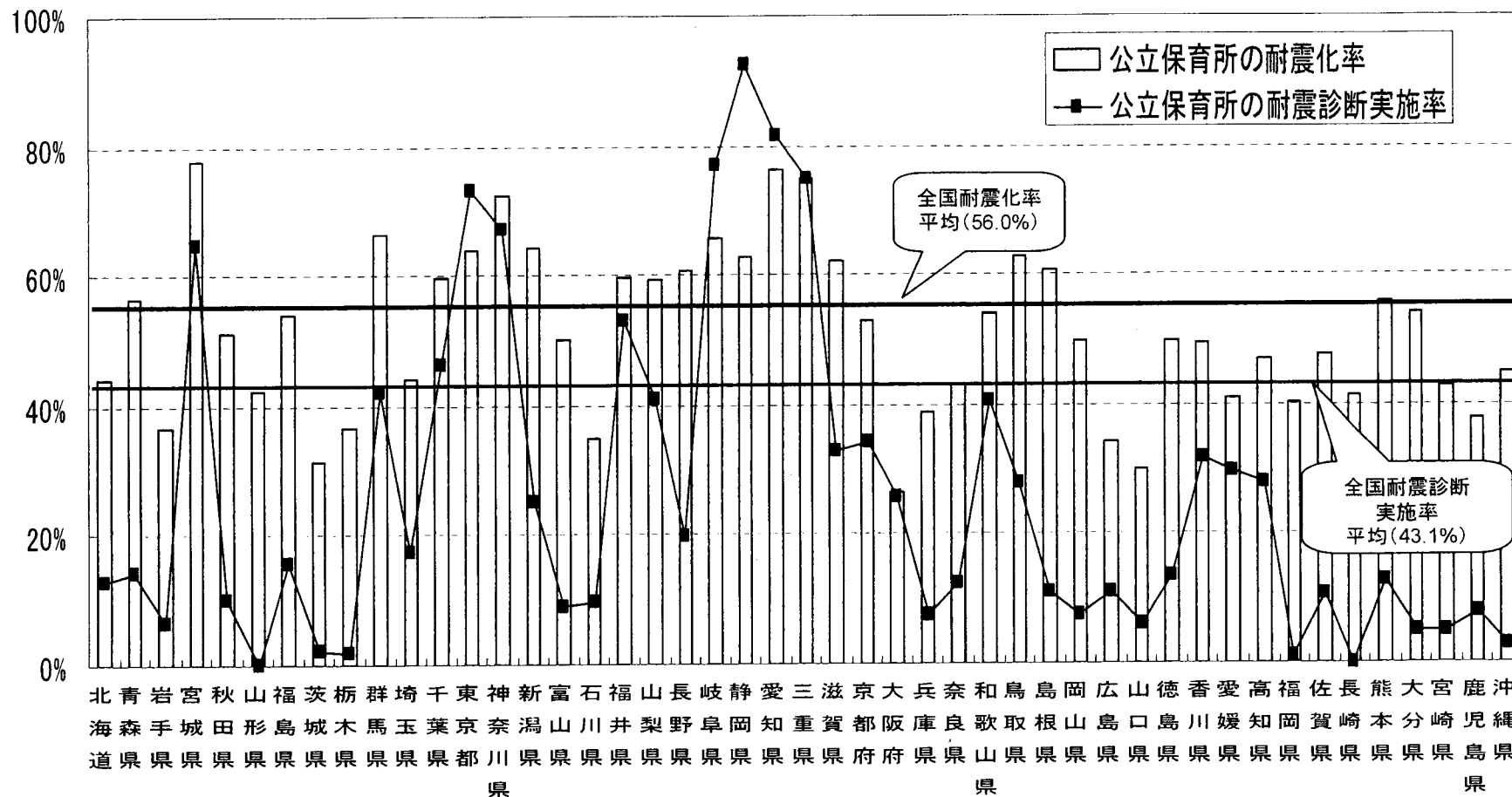
平成20年4月1日





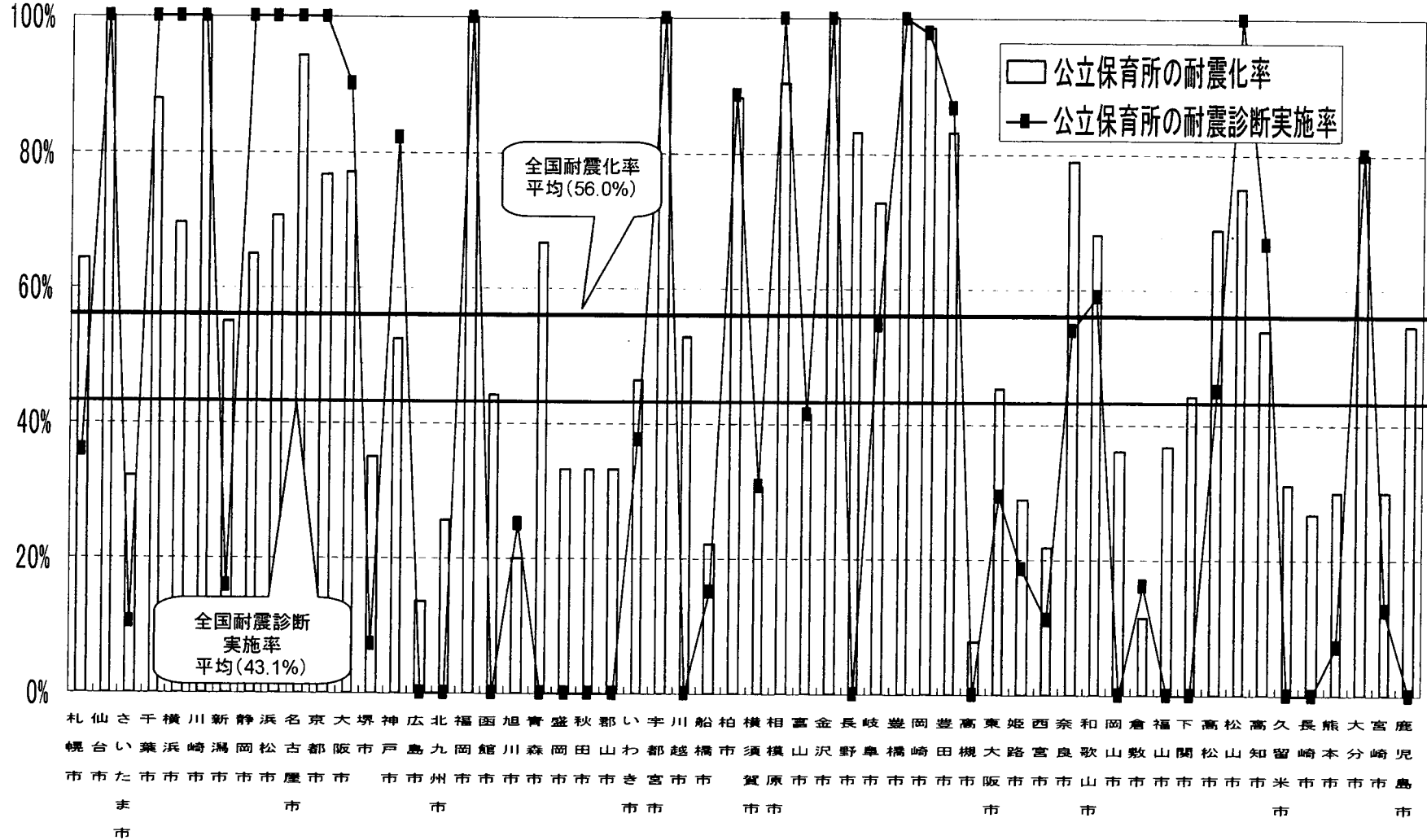
# 公立保育所の耐震化の状況<都道府県分>

平成20年4月1日



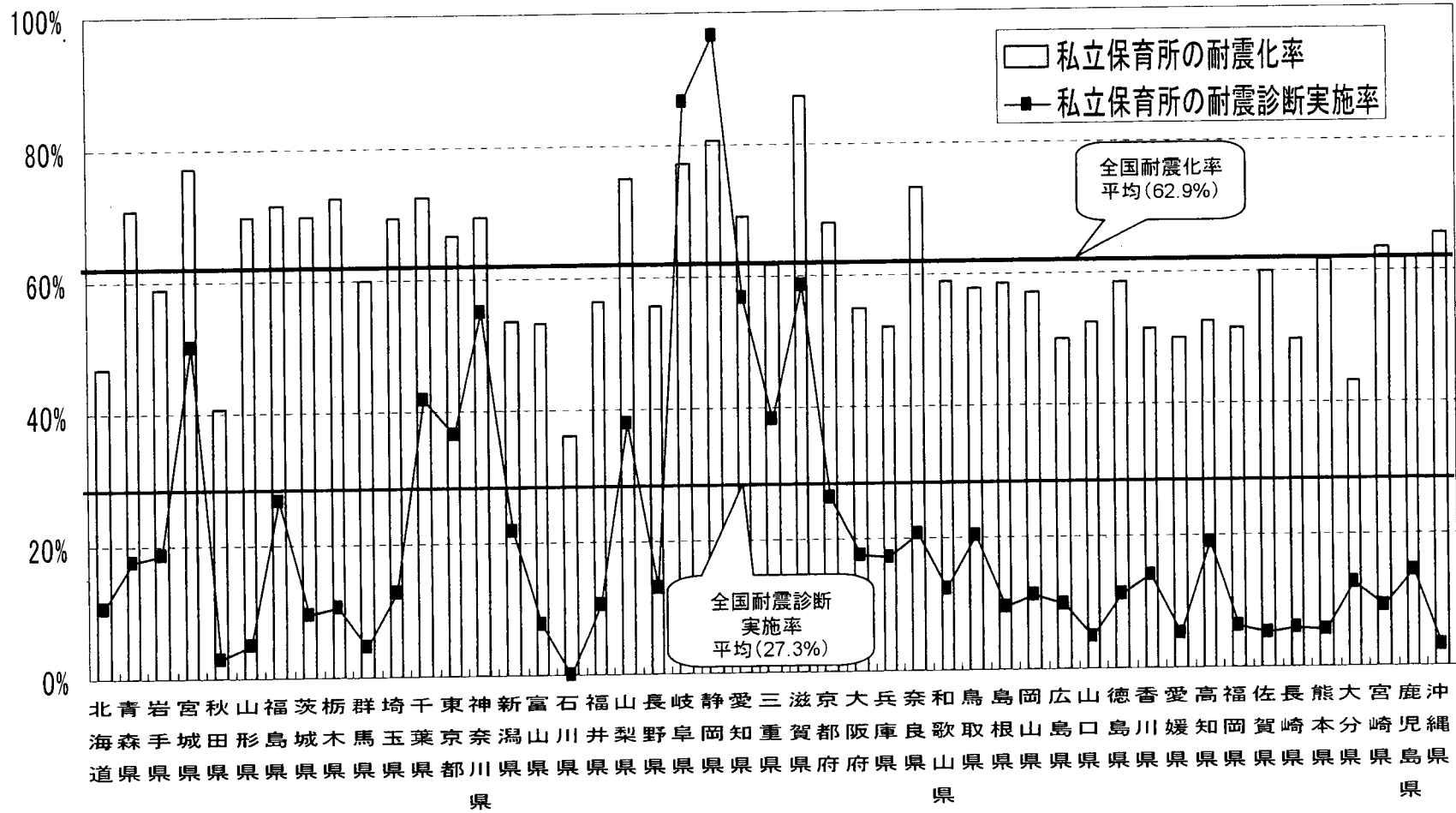
# 公立保育所の耐震化の状況〈指定都市・中核市分〉

平成20年4月1日



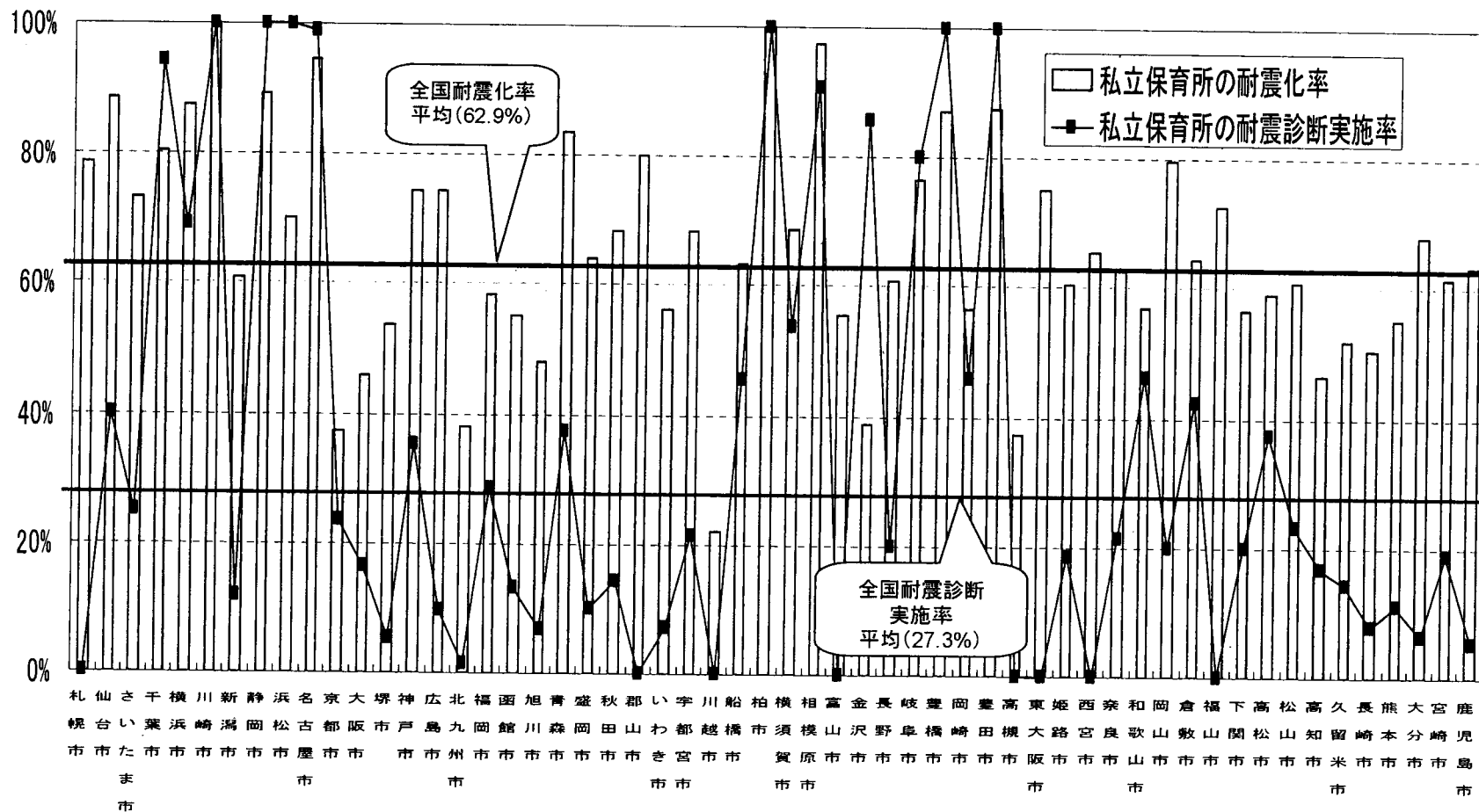
# 私立保育所の耐震化の状況<都道府県分>

平成20年4月1日



# 私立保育所の耐震化の状況<指定都市・中核市分>

平成20年4月1日



## ①都道府県

都道府県名	延長保育実施状況(保育課調べ)						保育所総数(20.3.1現在)		
	公立		民間		合計		公立	民間	合計
	か所数	実施率	か所数	実施率	か所数	実施率			
1 北海道	73	19.9%	108	61.7%	181	33.4%	367	175	542
2 青森県	21	31.8%	259	79.2%	280	71.2%	66	327	393
3 岩手県	87	53.0%	150	82.4%	237	68.5%	164	182	346
4 宮城県	90	54.2%	42	84.0%	132	61.1%	166	50	216
5 秋田県	66	61.7%	80	88.9%	146	74.1%	107	90	197
6 山形県	66	51.6%	76	69.1%	142	59.7%	128	110	238
7 福島県	71	49.7%	68	100.0%	139	65.9%	143	68	211
8 茨城県	108	54.0%	244	93.5%	352	76.4%	200	261	461
9 栃木県	82	46.3%	97	98.0%	179	64.9%	177	99	276
10 群馬県	35	26.9%	217	76.4%	252	60.9%	130	284	414
11 埼玉県	222	57.8%	297	88.7%	519	72.2%	384	335	719
12 千葉県	243	65.3%	147	80.3%	390	70.3%	372	183	555
13 東京都	697	69.7%	591	87.2%	1,288	76.8%	1,000	678	1,678
14 神奈川県	95	82.6%	150	89.3%	245	86.6%	115	168	283
15 新潟県	168	44.6%	88	69.3%	256	50.8%	377	127	504
16 富山県	61	37.2%	65	100.0%	126	55.0%	164	65	229
17 石川県	145	72.1%	65	89.0%	210	76.6%	201	73	274
18 福井県	71	44.1%	103	90.4%	174	63.3%	161	114	275
19 山梨県	57	41.3%	72	72.7%	129	54.4%	138	99	237
20 長野県	157	34.4%	62	92.5%	219	41.8%	457	67	524
21 岐阜県	99	36.7%	97	81.5%	196	50.4%	270	119	389
22 静岡県	64	37.6%	131	85.1%	195	60.2%	170	154	324
23 愛知県	221	37.0%	78	56.9%	299	40.7%	597	137	734
24 三重県	60	21.6%	98	61.6%	158	36.2%	278	159	437
25 滋賀県	62	48.1%	107	94.7%	169	69.8%	129	113	242
26 京都府	51	33.3%	73	89.0%	124	52.8%	153	82	235
27 大阪府	233	87.3%	343	97.4%	576	93.1%	267	352	619
28 兵庫県	139	49.3%	278	87.1%	417	69.4%	282	319	601
29 奈良県	65	65.7%	52	100.0%	117	77.5%	99	52	151
30 和歌山県	48	36.4%	25	69.4%	73	43.5%	132	36	168
31 鳥取県	73	52.5%	53	91.4%	126	64.0%	139	58	197
32 島根県	41	42.7%	137	79.2%	178	66.2%	96	173	269
33 岡山県	64	49.2%	64	94.1%	128	64.6%	130	68	198
34 広島県	69	28.2%	70	73.7%	139	40.9%	245	95	340
35 山口県	39	33.9%	117	83.0%	156	60.9%	115	141	256
36 徳島県	45	30.6%	68	93.2%	113	51.4%	147	73	220
37 香川県	24	28.2%	39	79.6%	63	47.0%	85	49	134
38 愛媛県	32	15.5%	41	62.1%	73	26.7%	207	66	273
39 高知県	6	4.0%	29	69.0%	35	18.3%	149	42	191
40 福岡県	89	47.1%	286	79.2%	375	68.2%	189	361	550
41 佐賀県	48	75.0%	143	93.5%	191	88.0%	64	153	217
42 長崎県	24	33.3%	236	87.7%	260	76.2%	72	269	341
43 熊本県	85	49.1%	272	96.5%	357	78.5%	173	282	455
44 大分県	23	29.1%	87	62.1%	110	50.2%	79	140	219
45 宮崎県	18	19.1%	156	79.2%	174	59.8%	94	197	291
46 鹿児島県	20	21.7%	181	67.5%	201	55.8%	92	268	360
47 沖縄県	64	48.5%	213	92.2%	277	76.3%	132	231	363
小計	4,421	46.0%	6,455	83.4%	10,876	62.7%	9,602	7,744	17,346

※1 実施率＝延長保育実施か所数÷保育所総数(小数点以下第2位を四捨五入)

※2 保育所総数:平成20年3月現在の保育所数

[公立11,594か所 民間11,282か所 合計22,876か所]

※3 公立:設置主体が自治体立のもの 民間:上記以外のもの

※4 民間保育所か所数はソフト交付金19年度交付決定ベース

②政令指定都市・中核市

市名	延長保育実施状況(保育課調べ)						保育所総数20.3.1現在)		
	公立		民間		合計		公立	民間	合計
	か所数	実施率	か所数	実施率	か所数	実施率			
1 札幌市	15	53.6%	136	85.5%	151	80.7%	28	159	187
2 仙台市	49	100.0%	68	100.0%	117	100.0%	49	68	117
3 さいたま市	62	100.0%	52	98.1%	114	99.1%	62	53	115
4 千葉市	58	96.7%	32	100.0%	90	97.8%	60	32	92
5 横浜市	56	50.9%	253	92.7%	309	80.7%	110	273	383
6 川崎市	89	100.0%	34	100.0%	123	100.0%	89	34	123
7 新潟市	43	45.3%	95	93.1%	138	70.1%	95	102	197
8 静岡市	19	40.4%	38	70.4%	57	56.4%	47	54	101
9 浜松市	21	87.5%	59	98.3%	80	95.2%	24	60	84
10 名古屋市	49	39.8%	95	60.1%	144	51.2%	123	158	281
11 京都市	16	47.1%	142	64.3%	158	62.0%	34	221	255
12 大阪市	50	37.9%	162	74.3%	212	60.6%	132	218	350
13 堺市	24	96.0%	72	100.0%	96	99.0%	25	72	97
14 神戸市	76	100.0%	105	96.3%	181	97.8%	76	109	185
15 広島市	36	40.4%	68	98.6%	104	65.8%	89	69	158
16 北九州市	9	28.1%	115	92.7%	124	79.5%	32	124	156
17 福岡市	17	100.0%	141	92.8%	158	93.5%	17	152	169
18 旭川市	3	60.0%	17	35.4%	20	37.7%	5	48	53
19 函館市	1	7.1%	18	50.0%	19	38.0%	14	36	50
20 青森市	3	60.0%	78	95.1%	81	93.1%	5	82	87
21 秋田市	15	100.0%	29	96.7%	44	97.8%	15	30	45
22 郡山市	12	48.0%	13	100.0%	25	65.8%	25	13	38
23 いわき市	0	0.0%	20	100.0%	20	32.3%	42	20	62
24 宇都宮市	19	100.0%	51	98.1%	70	98.6%	19	52	71
25 川越市	20	100.0%	12	92.3%	32	97.0%	20	13	33
26 船橋市	9	33.3%	27	96.4%	36	65.5%	27	28	55
27 横須賀市	12	100.0%	27	96.4%	39	97.5%	12	28	40
28 相模原市	17	60.7%	37	100.0%	54	83.1%	28	37	65
29 富山市	32	57.1%	29	96.7%	61	70.9%	56	30	86
30 金沢市	13	100.0%	97	99.0%	110	99.1%	13	98	111
31 長野市	7	15.9%	42	97.7%	49	56.3%	44	43	87
32 岐阜市	2	6.3%	16	100.0%	18	37.5%	32	16	48
33 豊橋市	4	80.0%	25	50.0%	29	52.7%	5	50	55
34 岡崎市	13	37.1%	17	94.4%	30	56.6%	35	18	53
35 豊田市	17	37.0%	9	75.0%	26	44.8%	46	12	58
36 高槻市	13	100.0%	24	100.0%	37	100.0%	13	24	37
37 東大阪市	14	100.0%	43	97.7%	57	98.3%	14	44	58
38 姫路市	14	41.2%	49	94.2%	63	73.3%	34	52	86
39 奈良市	1	4.3%	15	75.0%	16	37.2%	23	20	43
40 和歌山市	2	7.7%	32	97.0%	34	57.6%	26	33	59
41 岡山市	24	44.4%	58	96.7%	82	71.9%	54	60	114
42 倉敷市	12	41.4%	56	96.6%	68	78.2%	29	58	87
43 福山市	70	100.0%	50	94.3%	120	99.2%	68	53	121
44 下関市	8	30.8%	25	75.8%	33	55.9%	26	33	59
45 高松市	23	54.8%	29	96.7%	52	72.2%	42	30	72
46 松山市	22	78.6%	33	100.0%	55	90.2%	28	33	61
47 高知市	6	21.4%	24	40.7%	30	34.5%	28	59	87
48 長崎市	0	0.0%	82	96.5%	82	82.0%	15	85	100
49 熊本市	19	95.0%	110	99.1%	129	98.5%	20	111	131
50 大分市	0	0.0%	39	78.0%	39	60.9%	14	50	64
51 宮崎市	2	16.7%	89	90.8%	91	82.7%	12	98	110
52 鹿児島市	11	100.0%	82	98.8%	93	98.9%	11	83	94
小計	1,129	57%	3,071	86.8%	4,200	75.9%	1,992	3,538	5,530
合計(①+②)	5,550	48%	9,526	84.4%	15,076	65.9%	11,594	11,282	22,876

※1 実施率＝延長保育実施か所数÷保育所総数(小数点以下第2位を四捨五入)

※2 保育所総数：平成20年3月現在の保育所数

[公立11,594か所 民間11,282か所 合計22,876か所]

※3 公立：設置主体が自治体立のもの 民間：上記以外のもの

※4 民間保育所か所数はソフト交付金19年度交付決定ベース

延長保育実施か所数

	公立		民間		合計	
	か所数	実施率	か所数	実施率	か所数	実施率
H18年度	5,304	44.8%	9,127	83.5%	14,431	63.4%
H19年度	5,550	48.0%	9,526	84.4%	15,076	65.9%
対前年度増減	246	104.6%	399	104.4%	645	104.5%

※1 実施率＝延長保育実施か所数÷保育所総数(小数点以下第2位を四捨五入)

※2 保育所総数:平成20年3月現在の保育所数

[公立11,594か所 民間11,282か所 合計22,876か所]

※3 公立:設置主体が自治体立のもの 民間:上記以外のもの

※4 民間保育所か所数はソフト交付金19年度交付決定ベース

都道府県

実施率上位10位(公立)

大阪府	87.3%
神奈川県	82.6%
佐賀県	75.0%
石川県	72.1%
東京都	69.7%
奈良県	65.7%
千葉県	65.3%
秋田県	61.7%
埼玉県	57.8%
宮城県	54.2%

実施率上位10位(民間)

福島県	100.0%
奈良県	100.0%
富山県	100.0%
栃木県	98.0%
大阪府	97.4%
熊本県	96.5%
滋賀県	94.7%
岡山県	94.1%
茨城県	93.5%
佐賀県	93.5%

実施率上位10位(合計)

大阪府	93.1%
佐賀県	88.0%
神奈川県	86.6%
熊本県	78.5%
奈良県	77.5%
東京都	76.8%
石川県	76.6%
茨城県	76.4%
沖縄県	76.3%
長崎県	76.2%

実施率下位10位(公立)

高知県	4.0%
愛媛県	15.5%
宮崎県	19.1%
北海道	19.9%
三重県	21.6%
鹿児島県	21.7%
群馬県	26.9%
広島県	28.2%
香川県	28.2%
大分県	29.1%

実施率下位10位(民間)

愛知県	56.9%
三重県	61.6%
北海道	61.7%
愛媛県	62.1%
大分県	62.1%
鹿児島県	67.5%
高知県	69.0%
山形県	69.1%
新潟県	69.3%
和歌山県	69.4%

実施率下位10位(合計)

高知県	18.3%
愛媛県	26.7%
北海道	33.4%
三重県	36.2%
愛知県	40.7%
広島県	40.9%
長野県	41.8%
和歌山県	43.5%
香川県	47.0%
大分県	50.2%

政令指定都市・中核市

実施率上位10位(公立)

仙台市	100.0%
さいたま市	100.0%
川崎市	100.0%
神戸市	100.0%
福岡市	100.0%
秋田市	100.0%
宇都宮市	100.0%
川崎市	100.0%
横須賀市	100.0%
金沢市	100.0%
高槻市	100.0%
東大阪市	100.0%
福山市	100.0%
鹿児島市	100.0%

実施率上位10位(民間)

仙台市	100.0%
川崎市	100.0%
高槻市	100.0%
千葉市	100.0%
堺市	100.0%
松山市	100.0%
相模原市	100.0%
郡山市	100.0%
岐阜市	100.0%
いわき市	100.0%

実施率上位10位(合計)

仙台市	100.0%
川崎市	100.0%
高槻市	100.0%
福山市	99.2%
さいたま市	99.1%
金沢市	99.1%
堺市	99.0%
鹿児島市	98.9%
宇都宮市	98.6%
熊本市	98.5%

実施率下位10位(公立)

いわき市	0.0%
長崎市	0.0%
大分市	0.0%
奈良市	4.3%
岐阜市	6.3%
函館市	7.1%
和歌山市	7.7%
長野市	15.9%
宮崎市	16.7%
高知県	21.4%

実施率下位10位(民間)

旭川市	35.4%
高知市	40.7%
函館市	50.0%
豊橋市	50.0%
名古屋市	60.1%
京都市	64.3%
静岡市	70.4%
大阪市	74.3%
奈良市	75.0%
豊田市	75.0%

実施率下位10位(合計)

いわき市	32.3%
高知市	34.5%
奈良市	37.2%
岐阜市	37.5%
旭川市	37.7%
函館市	38.0%
豊田市	44.8%
名古屋市	51.2%
豊橋市	52.7%
下関市	55.9%

